

令和6年度富山県職員「カムバック採用」選考試験実施要綱

富山県では、過去に富山県職員として採用されて一定期間の勤務実績があり、結婚、出産、育児、介護などのやむを得ない事情により退職された方を対象として、再度、富山県職員として採用する「カムバック採用」選考試験を実施します。

- | | |
|---------|---------------------------------|
| ■ 受付期間 | 令和6年4月1日～令和7年3月31日 |
| ■ 試験日 | 随時（申込みのあった方に個別に連絡します。） |
| ■ 採用予定日 | 令和7年4月1日 ※欠員等の状況により変動する場合があります。 |

1 職種及び採用予定数

職 種 不 問 ※原則として、退職時の職種で採用します。
採用予定数 若干名

2 主な勤務予定先及び職務内容

本庁各課及び出先機関において、各職種に応じた職務に従事

3 受験資格

- (1) 富山県職員として採用され、結婚、出産、育児、介護などのやむを得ない事情により退職した者のうち、次のすべてに該当するもの
(ただし、教員、学校事務職員、警察官、警察職員を除く)
- ア 採用予定日時点で59歳以下の者
- イ 富山県の機関において3年以上の実務経験(※)を有する者
※実務経験は、休職、停職及び育児休業その他の休業期間を除くほか、次の職員として勤務した経歴を除く。
- ・ 地方公務員法第3条第3項の規定による特別職の職員
 - ・ 地方公務員法第22条の2の規定による会計年度任用職員
 - ・ 地方公務員法第22条の3第1項の規定による臨時的任用職員
 - ・ 地方公務員の育児休業等に関する法律第6条第1項の規定による任期付職員及び臨時的任用職員
 - ・ 地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第3条各項の規定による任期付職員
- ウ 採用予定日が、富山県職員を退職した日の翌日から起算して10年以内である者
- (2) 次のいずれかに該当する方は受験できません。
- ア 日本国籍を有しない者
- イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ウ 富山県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- オ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心身耗弱を原因とするもの以外）

4 試験の方法及び内容

- (1) 面接試験 主として人柄等についての個別面接による試験を行います。
- (2) 適性検査 職務遂行に必要な素質、適性に関する検査を行います。
- (3) 在職時の勤務成績による審査
在職期間における人事評価結果をふまえ、職務遂行能力等を判定します。

5 申込手続

- (1) 申込先及び問い合わせ先

富山県経営管理部人事課人事係 〒930-8501 富山県富山市新総曲輪1番7号
TEL 076-444-3162

- (2) 申込方法

次の書類を同封し、封筒に「カムバック採用選考試験申込書在中」と朱書きして、富山県経営管理部人事課に提出してください。

- ア 富山県職員「カムバック採用」選考試験申込書 1通
 - イ 最近6か月以内に撮影した写真（アの申込書に貼付のこと） 1枚
 - ウ 結婚、出産、育児、介護などのやむを得ない事情により退職したことを証明する書類
（出生届、戸籍謄本、要介護・要支援認定結果通知書等）の写し 1式
- ※用意できない場合は、個別に問い合わせてください。

6 合格者の採用

- (1) この選考試験の合格者は、原則として、令和7年4月1日に採用します。
ただし、欠員等の状況により変動する場合があります。
- (2) 採用時の職位は、原則として、退職時の職位とします。
- (3) 採用時の給与は、原則として、退職時の級号給をもとに、退職後の経歴その他を勘案して決定します。

7 試験結果の提供

この選考試験の結果については、個人情報保護に関する法律第69条第2項の規定により、閲覧することができます。

なお、電話、はがき等による請求はできませんので、受験者本人が本人であることを証明する書類（運転免許証、旅券など写真付きの証明書等）を持参のうえ、土曜日、日曜日、祝日及び12月29日から翌年1月3日を除く午前8時30分から午後5時15分までの間に富山県経営管理部人事課に直接お越しくください。

- 閲覧可能対象者 受験者本人
- 閲覧内容 総合得点
- 閲覧期間 合格発表の日から1か月間
- 閲覧場所 富山県経営管理部人事課